

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年9月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナイジェリア国アブジャ総合都市開発マスタープラン
更新プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ナイジェリア国アブジャ総合都市開発マスタープラン更新プロジェクト

調達管理番号：25a00398

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月3日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国アブジャ総合都市開発マスタープラン更新プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年11月 ～ 2027年11月

本件は契約履行期間の分割を予定いたしません

契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

（６）部分払の設定^１

本契約については、以下のとおり部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2026 年度（2026 年 8 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年9月9日
2	企画競争説明書に対する質問	2025年9月9日 12時まで
3	質問への回答	2025年9月12日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年9月26日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年10月9日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

^１ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/QvmADYX8Ry>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	他ドナーの資金協力等に繋げるといった戦略的かつ実効的な資金動員のための具体的な取組み	第3条2.（5）
2	気候変動対策の具体的測定方法や当該方法により算出可能な精度など、具体的な気候変動対策の効果の定量化、可視化の方策	第3条2.（7）
3	本邦研修・招へいの具体的な内容	第4条2.（10）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査結果資料等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年9月

・ R/D 署名 : 2025 年 5 月 26 日

☒別紙 1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第 3 条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙 2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの目的

- 本業務は、建築家の丹下健三氏も設計に参加し 1979 年に承認されたアブジャ都市マスタープランの包括的な見直しを通じて、2050 年までの持続可能な都市計画の策定と実施に関わる職員の人材育成を図るものである。

（2）対象範囲

- 既存のアブジャ都市マスタープランは連邦首都区（Federal Capital Territory。以下「FCT」という。）を対象範囲とし、そのうち、ナイジェリアの首都である連邦市（Federal Capital City。以下「FCC」という。通称「アブジャ」）及びその周辺のサテライトタウンを合わせた地域を中核的な開発対象地域としており、本業務でも、これらの対象範囲を踏襲している（なお、FCT 隣接のサテライトタウンである Nasarawa 州 Karu 地区も対象範囲に含めることとしている）。
- サテライトタウンは、1999 年の国際会議によるマスタープランのレビューを受けて、The Federal Capital Territory Order No.1, 2004 により、18 の地区がサテライトタウンとして指定され、このうち 10 の地区が早急に開発されるべき地区（重点開発サテライトタウン）として指定された。現在は首都 FCC 内に位置する 3 地区を除いた 7 地区が重点開発サテライトタウンとして指定されている。
- 対象範囲となる FCT では、中心地区（FCC の都市計画）と地域計画（FCT を対象とする地域計画／サテライトタウン計画）が別々に検討されてきた。FCC の都市計画は 5 段階の開発フェーズに分類され開発が進められてきたが、1979 年のマスタープラン策定から 40 年が経過しても、フェーズ 1 が計画の 8 割、フェーズ 2・3 は 2～3 割程度で、フェーズ 4 や 5 に至ってはまったく着手されていない状況。FCT の地域計画もインフラ整備の遅れが指摘

されており、これまで他の開発援助機関の協力等でインフラ整備も実施されているが、全体計画がなく総合的な検討が充分に行われていないため、優先順位または経済合理性の低いインフラ整備が進められてしまう事態や政府によるインフラ整備計画の決定がなされず事業が進展しない事態も発生している。このように、FCCの都市開発やサテライトタウンのインフラ整備の大幅な遅延を踏まえると、都市計画と地域計画を一体的に捉え、過去の開発遅延の原因や現時点の開発課題を速やかに特定し、将来の人口増に迅速に対応するためにも、早急な計画の見直しと実効的な都市開発が急務である。

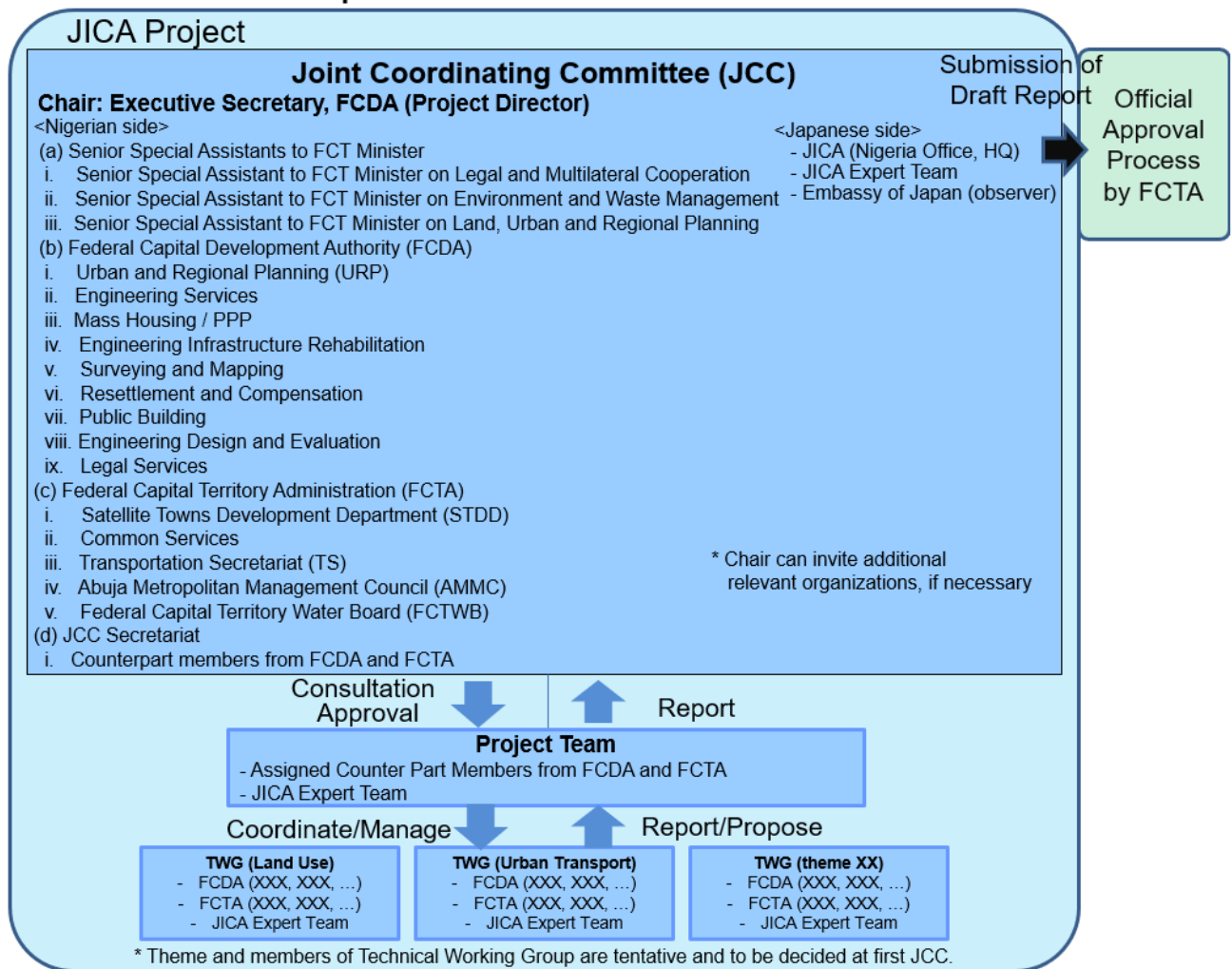
（３）実施体制

- 主たるカウンターパート機関（以下「C/P」という。）である連邦首都区開発公社（Federal Capital Development Authority。以下「FCDA」という。）を主な実施機関とし、プロジェクト対象範囲（FCT）の所管行政庁である連邦首都区庁（Federal Capital Territory Administration。以下「FCTA」という。）及び傘下の構成機関が参画する。
 - FCDAは、開発計画・開発権限を持つ行政官庁
 - FCTAは、プロジェクト対象地を所管する行政官庁
- プロジェクトの要請元であるFCDAやFCTA、FCTA傘下の関連機関等、その他活動を円滑に実施するために調整が必要な機関、団体と協力しながらプロジェクトを実施する。
 - 1） 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（以下「JCC」という。））
 - 発注者とC/Pは、プロジェクトの意思決定機関としてJCCを設置し、プロジェクト活動について議論、共有し、意思決定を図る。
 - JCCの議長はFCDAのExecutive Secretary、通常の事業進捗管理はFCDAのDirector for Urban and Regional Planning（URP）を議長とするProject Teamが行う想定。また、政策決定者との情報共有の観点で、連邦レベルのインフラ等マスタープランに関連するセクターを所管する各大臣、FCT隣接のサテライトタウンであるKaru地区を所掌するNasarawa州知事、FCT内の各Local Government代表者をJCC又は3）の報告体制等の枠組みにおいてオブザーバーとすることもC/Pと協議の上、検討する。
 - 受注者は、定期的にC/Pと本業務の進捗確認及び課題の共有・解決策の協議を行う等、本業務の円滑な実施を目指す。

- ナイジェリアでは、政治的意思決定のプロトコル上、関係するすべての省庁を参加させる風習があるため、留意が必要。また、本事業には、多くの関係機関が絡むことから、FCDA と FCTA の部局間、FCTA 内の部局間の連携や調整能力の強化も事業実施の観点では留意が必要。
- 2) テクニカル・ワーキング・グループ (Technical Working Group (以下「TWG」という。))
 - 本業務においては課題毎に TWG を設置し、C/P のみならず関係機関の実務レベルの担当者と専門的、技術的な協議を行う。また、それら活動を通じた能力強化を行う。なお、本業務開始後、TWG の数や課題が追加される可能性がある点にも留意する。
 - 計画策定及び実施には、関係機関との調整・連携が重要になることから、JCC 及び TWG を十分活用し、C/P 及び関係機関等の協力が得られるよう留意する。
- 3) FCT 大臣への報告体制
 - マスタープラン承認権者である FCT 大臣を JCC の上位機関とする報告体制を JCC とは別に構築し、定期的に FCT 大臣への協議・報告を行う。FCT 大臣以外は JCC メンバーを想定し、必要に応じて、政策決定者との情報共有の観点で、連邦レベルのインフラ等マスタープランに関連するセクターを所管する各大臣、FCT 隣接のサテライトタウンである Karu 地区を所掌する Nasarawa 州知事、FCT 内の各 Local Government 代表者をオブザーバーとすることも C/P と協議の上、検討する。
- 4) アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討のための国際会議
 - JCC とは異なる枠組みとして、第 4 条 2.(4) 2) では国際会議を開催するが、「アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討」を目的として開催される会議で、主に本事業で提案されるマスタープランの内容を議論するもの。会議参加者は、都市計画に関する国内外の有識者・専門家、JCC メンバーを含む国内のステークホルダー、FCT 住民で構成される。

表：JCC 等実施体制案

Implementation Structure



(4) 国内支援委員会

- 事業の適切かつ効率的な推進を図り、専門的見地から当該地域の開発に関して助言を求めるため、発注者は都市・地域開発分野の外部有識者による国内支援委員会を設置・運営する。
- 国内支援委員会は発注者及び受注者に対し、本業務の節目において調査方針や結果等に対する助言を行う。
- 受注者は、国内支援委員会において調査／活動方針、報告書案、調査／活動結果等について説明・報告し、国内支援委員等からの意見を踏まえ、発注者の指示に基づき、報告書案の修正等の必要な対応を行う。国内支援委員会の開催時期と頻度については発注者と相談の上、決定する。

(5) 他事業／他機関との連携

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず過去のプロジェクトや専門家、各種調査・研究等も含む）との連携

を図る。また、現地及び日本の民間企業との連携・巻き込みを検討する。

- 本事業に対する現地ドナーの関心が高いことや幅広い連携の観点から、現地ドナーである UN-Habitat や AfDB 等に加え、西アフリカ開発銀行などの地域開発金融機関を含めた他ドナーとの合同会議も視野に、マスタープランの情報提供や協議を定期的に行う。

なお、UN-Habitat は廃棄物管理、サテライトタウンの空間計画、AfDB は交通や水、サテライトタウンのインフラ分野で連携可能性が確認されている。特に後者（AfDB）の支援対象は FCT でも早急な支援が必要なセクターであり、かつ、AfDB では 2025 年から新たな投資サイクルが始まることから、マスタープラン実現性向上のため、適時に情報交換を行う。

- 住宅分野においては、ナイジェリアの「国家開発計画（2021-2025）」において、都市開発の促進とそれに伴う経済発展及びスラム住民の削減を目的に低・中所得者層向けのアフォーダブル住宅の供給が国策として掲げられている。FCT においても住宅不足は課題であることから、円借款によるツーステップローンや海外投融資における地域開発金融機関への融資を通じたアフォーダブル住宅供給における他ドナーとの連携を念頭に、他機関にマスタープランを訴求する。
- 本事業ではマスタープランの包括的な見直しを目的として、幅広いデータ収集や国際会議における諮問結果の反映も予定されている。こうした大規模なマスタープランの見直しにかかるデータ収集の省力化や調査結果の活用等のメリットを他ドナー等に訴求²することで、他事業／他機関との連携を図る。

（６）投資促進に向けた取り組み

- 本邦研修（または本邦招へい）を活用して、都市計画の開発管理手法（資金の調達管理も含む。）、産業開発の方向性やインフラ開発計画策定において参考となる他のアフリカ諸国や日本の具体事例等を C/P に紹介する。この目的は、都市開発管理手法、産業開発及びインフラ開発における具体的かつ適切な関係者の役割・リスク分担、資金調達手法、事業手法に対する理解を深め、事業に携わる意思決定者の共通認識を醸成させ、投資促進に繋げることである。
- 以下の観点で、現地企業との意見交換会を C/P と共同して企画・実施する。
ナイジェリアでは、経済発展の基盤となるインフラ整備の遅れや関連制度の

² ここに記載の方法以外に、他ドナーの資金協力等に繋げるといった戦略的かつ実効的な資金動員のための具体的な取り組みについて、プロポーザルにて提案すること。

不透明性等が大きな市場参入障壁と考えられる。道路インフラ整備の遅れを例に挙げると、都市と地方を繋ぐ道路網が十分に整備されていないため、物流面では物流コスト高や運送時間の長時間化に繋がり、ヒトの都市間移動の観点でも同様に妨げとなることから、様々な投資活動が忌避されると考えられる。このような民間投資を阻害する制度要因等を早期に把握・分析する観点で、プロジェクトの初期段階から現地企業との意見交換を行い、民間投資の課題を早期に特定する。また、マスタープランの策定過程においても、マスタープランの実効性をより高めることを目的として、上述のような民間投資を阻害する制度要因等の分析結果に基づいて検討した具体の規制誘導施策案を含むマスタープランのドラフト案を示した上で、現地企業との意見交換を実施し、課題に適切にアプローチできているか、実現可能性の観点から見直しを行う。

（７）気候変動対策に資する計画

- 本業務は、各セクター計画のレビューを含む都市マスタープランを整備・実施することにより、将来的に二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減につながる事が期待できることから、2010年から2014年の基準期間に比べ温室効果ガスを2030年までに20%（国際社会の支援がなされる場合は最大47%）削減するという、気候変動緩和策における同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標への貢献が期待される。したがって、脱炭素・低炭素型の都市開発促進に向けて、相手国政府の関連する政策目標や（JICA Climate-FIT（緩和策、適応策）等を参考に、本マスタープランの整備と実施により、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計が可能か否か予備的検討を行う。予備的検討の結果、可能である場合は、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定による本業務の気候変動対策への貢献度について測定・定量化する³。

（８）ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画

- ナイジェリアの長期国家開発計画「Nigeria Agenda 2050」において、ジェンダー不平等、ジェンダーに基づく暴力、社会経済及び政治分野における女性の参画の不足といったジェンダーに基づく課題が指摘されている。詳細計画策定調査にて、ナイジェリアでは女性の失業率が男性に比べて高く、ジェ

³ ここに記載の方法を含め、気候変動対策の具体的測定方法や当該方法により算出可能な精度など、具体的な気候変動対策の効果の定量化、可視化の方策をプロポーザルにて提案すること。

ンダーバイアスによる女性に対する文化的規範や価値観により土地の所有や利用に関する権利等が制限されてしまうなど、社会的に女性が不利な状況にあるとの意見を確認し、開発マスタープランの策定に当たって当該状況に対応するニーズを確認した。これらの課題に対応するため、本業務では当該課題の詳細な調査・分析を行うとともに、策定するマスタープランにおける各分野の章において、当該分野の視点からジェンダー課題解決について言及する項を作成する。また、左記の施策と計画の策定過程においても、女性や貧困層、子供、高齢者、障害者、性的マイノリティ等の人々の参画促進を図りつつ、女性行政官向けの能力強化等にも取り組むこととする。

- 現地及び本邦での研修を実施する際には、ジェンダーバランスを考慮した上で、研修員の選定を行う。
- 具体の検討においては、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【都市開発・地域開発】」等を参考にする。
- ナイジェリアでは、貧富の差や都市圏と郊外との環境・機会格差が深刻で、これらに付随して、雇用、セキュリティ、BHN（Basic Human Needs）の充足の格差も都市圏内で大きいと想定される。かかる状況を踏まえ、これらの問題解決に資する提案を行う。また、それらの格差を数値化することで後述する優先事業の優先順位付けに活用することも検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）業務計画書の作成

- R/D 並びにマスタープラン及び各セクターに関連する調査や事業（第3章 2.（4）配付資料／公開資料等を参照）等の内容を調査した上で、業務全体の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に 検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

（２）インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者に説明・協議し、承認を得る。
- 現地業務開始時に C/P にインセプションレポートを基にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/P と合意する。その際、C/P の配置・実施体制等を含む C/P 側の準備状況や情報提供の手続き等について確認する。

（３）現況のレビュー及び課題の分析

- FCT の現況把握を目的として、以下の項目について既存計画・調査結果の収集、レビュー・分析、現地踏査を行う。マスタープラン策定において、不足する情報について必要に応じて補足調査を行い、効率的に現況把握と分析を行う。

なお、（３）の活動は５）に注力しつつも全体としては必要最小限とし、（４）の活動に重点を置くこととする。

１） ナイジェリア（全国）の中での FCC の位置づけ

- 首都の FCC の位置づけ、役割、他地域や他都市・サテライトタウンとの繋がり、マーケットシェア等の現況及び政策方針を確認する。

２） 各セクター現況、人口統計、地理情報、都市のスプロール化傾向等

- FCT の現況把握を行う。都市化の動向、土地利用、土地の開発管理の状況、自然環境概況（地理・気象条件を含む）、投資・産業開発動向、不動産・住宅開発、交通インフラ・渋滞・交通安全、広域物流網、人口動態、雇用、教育・保健、経済状況、社会的包摂等を含む。

３） 法体系、上位政策・計画

- 既存の法体系、上位政策、都市開発に係る計画、各セクター計画／事業実施状況のレビューを行う。また、他ドナーの支援事業を含むナイジェリア政府の事業の概要と進捗状況に係る情報収集を行う。

なお、FCT は、マスタープランの承認権者である FCT 大臣の直轄地であるが、FCT の東部に隣接するサテライトタウンである Nasarawa 州 Karu 地区は行政管区が異なる。そのため、当該地区の都市計画体系や開発手続きの取扱いには C/P に改めて確認する。

４） 社会経済状況

- 社会経済状況・経済活動、人口動態・分布等を中心とした社会経済状況に係る情報収集を行い、分析・整理する。

５） 既存マスタープランの歴史と進捗状況のレビュー及び課題分析

- 既存マスタープランで提言された方針（FCC とサテライトタウンの関係性を含む。）や事業について、その成果や実施上の課題等含め情報収集を行い、分析・整理する。特に過去 45 年に亘り、都市計画はあるが計画通りに実施されなかった理由を制度面、行政組織能力面、政治介入面、資金面、技術面等から多面的に分析し、当該分析結果及び実効的な改善策（過去の教訓に基づく改善策について、FCT 大臣による理解及び執行の促進といった取組も含む。）を（４）の業務に反映させる。

6) 土地利用と GIS データの現況

- FCT の土地利用にかかる GIS データの活用状況や空間データの所有状況について確認する。先方政府が GIS データを保有しており、本業務実施時には GIS が利用可能となるよう必要な調整、手続きを C/P 側が行うことを詳細計画策定調査時に確認したため、その進捗を確認する。

7) その他関連する既存データ・情報の収集・分析

- 関係機関・組織の役割・業務内容、財務状況、実施体制
- デジタルトランスフォーメーション（DX）導入、災害対策及び気候変動対策の状況
- グリーンインフラ及び環境に配慮したインフラ開発の適用可能性

（４）地域インフラ開発戦略及びアブジャ総合都市開発マスタープランの策定

- （３）の現況レビューによる課題の分析結果（特に（３）５））を踏まえ、地域インフラ開発戦略及びアブジャ総合都市開発マスタープランの策定にあたり、以下を実施する。

1) ビジョン、目標、戦略、開発代替案、土地利用計画の検討及び提案

- 対象範囲となる FCT では、サテライトタウンで急速に開発が進行する一方、FCC の都市開発や FCT 内のサテライトタウンにおけるインフラ整備が遅れている状況を踏まえると、将来の人口増に適切かつ迅速に対応するためには、サテライトタウンを含む広域の人口配置計画の見直しを含め、将来人口の受け皿とされる FCC の都市開発と、FCC とサテライトタウンをつなぐインフラ整備を早急に進める必要がある。実施期間が 2 年と限られているため、マスタープランの見直しに当たっては、FCC の 5 段階の開発フェーズ計画や FCC とサテライトタウンをつなぐ道路ネットワーク、重点開発サテライトタウン等の既存計画を踏襲しつつ、それを踏まえた上で、FCC とサテライトタウンの連

結性を中心とした地域インフラ開発戦略及び FCC のマスタープランを策定する。

- 上記（３）の現況レビュー及び課題分析並びにこれらに対する関係者との意見交換を基に、FCT（FCT に隣接するサテライトタウンの Nasarawa 州 Karu 地区を含む。）の開発方針を示す。その上で、FCT の州都に位置付けられる FCC の役割を踏まえた開発方針、ビジョン、目標、それらを実施するための戦略、開発代替案（複数案を提案し、比較検討可能な評価案も提示する。）、土地利用計画案等を提案する。

なお、ビジョンの提案にあたっては、現行マスタープランにおける丹下健三氏のビジョンやコンセプトも参考にする。

2) アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討のための国際会議・ステークホルダー会議（現地セミナー）の開催

- アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討を目的として、少なくとも２回の会議（インテリムレポート提出後に国際会議、ドラフト・ファイナルレポート提出時のステークホルダー会議）を開催する。
 - ステークホルダー会議の参加者は JCC メンバーを含む国内のステークホルダーから構成され、国際会議の参加者はこれに都市計画に関する国内外の有識者・専門家を加える。
- なお、広く意見を募るため、両会議とも FCT 住民の参加も検討する。

3) 最新の人口動態に基づく社会経済フレームワークの更新

- 上記の戦略等を基に社会経済フレームワークを更新する。
- 社会経済フレームワークは、上記１）を踏まえ、FCC 及びサテライトタウンの都市構造、産業構造を決定した上で設定する。
- 人口フレームは、昼間人口・夜間人口、地区別、年齢区分別、産業別人口を分けて検討・設定することが想定されるが、以下の事例を踏まえて検討すること。

（例）水資源（都市圏全体の夜間人口）、住宅系用途の割当面積／建ぺい容積（夜間地区別人口）、交通（地区別夜間一昼間人口、ただし、都市構造や産業構造設定の結果として算出）、教育保健（地区別夜間人口）。

4) 交通調査の実施と将来交通需要予測の分析

- FCT の交通需要予測を把握する上で必要な交通実態調査⁴を立案し、実施する。また、予算制約に鑑み、「ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査」インテリム・レポート（2025 年 1 月）（第 3 章 2.（4） 1）配付資料を参照）等の実施中調査や資料等を最大限活用し、効率的に実施する。
- BRT に関する既往調査（第 3 章 2.（4） 1）配付資料「Consultancy Services for the Review of Conceptual Design and Available Studies for a Long-term Integrated Abuja BRT System and Detailed Design for Pilot Corridor_Final Report_Prepared by CPCS」（2021 年 3 月）を参照）等も参考にしつつ、2050 年を目標年とした交通解析ゾーン毎の現況の社会経済フレームを作成し、交通実態調査の結果を踏まえ、現況再現性のある交通需要予測モデルの構築と、当該モデルを用いた需要予測を行う。

5) セクター開発計画の更新（都市交通、上下水、雨水排水、廃棄物、住宅・住環境、電力、情報通信等）

- マスタープランの見直しを効果的、効率的に進めるため、人口配分に大きく関わる都市交通、上下水道、排水、廃棄物処理（医療廃棄物を含む）、住宅・住環境分野を重点対応分野とし、電力セクター及び情報通信セクターに関しては、ナイジェリア国全体の方針があるため、国の計画に準拠する。
- 都市のビジョンや戦略に沿ってセクター開発計画を更新する。既存のセクター計画や方針がある場合はそれをレビュー更新し、既存の計画・方針等がないセクターでは課題の分析結果に基づき、今後の開発戦略・計画の策定に必要なアクションの提言を行う。
- なお、既存マスタープランでは以下のセクターが検討されている。

セクター	検討内容
交通システム計画	FCT の街区の交通モデル、交通容量の算定、公共交通、ハイウェイの検討を行っている。 なお、1981 年に策定された都市交通マスタープランは、既存マスタープランで策定された上位の都市コンセプトを受け継ぐもので、既存マスタープランと完全に整合が図られてい

⁴ 交通実態調査の実施は、現地再委託による実施を認める。
なお、現地再委託にかかる費用は、定額計上とする。

		る。
住宅計画		住宅供給に関する事業モデルの検討。様々な社会階層に応じた住宅のタイプ、規模、分配計画、事業モデルの検討を行っている。
インフラシステム	上水道	水源から FCC への導水計画、FCC ネットワーク、段階整備計画
	下水道	FCC 内ネットワーク、段階整備計画、下水処理場の設置
	廃棄物	埋立て処分地の選定
	電力	域外との接続、容量、FCC 内ネットワークの検討
	通信	FCC 内ネットワークの検討

6) 経済財務分析

- セクター開発計画策定と合わせて、FCT の開発にかかる予算投入の規模感と開発計画の事業計画の予算額の規模感の比較、民間投資動向の把握・分析等を行う。特に短期プロジェクトとナイジェリア側の予算の規模感のレビューを行う。

7) 開発シナリオ、段階的实施計画・予算計画の策定

- 都市のビジョン、目標、戦略を中長期的な視点で実施していく開発シナリオを描き、短期・中期・長期等の段階に分け、それぞれの段階における実施計画及び予算計画を検討し提案する。
なお、都市防災（主に水災害）を対象とする提案を含めること。

8) アブジャ総合都市開発マスタープランの実施体制及びモニタリング制度の提案

- アブジャ総合都市開発マスタープラン策定後の実施体制やモニタリング制度について提案を行う。提案にあたっては、(3) 5) の分析結果を踏まえ、既存制度との整合を図りつつ、マスタープラン実施過程の透明性や説明責任を果たせるような仕組み、それを強制的に実行させられるような第三者機関（閣議（FEC: Federal Executive Council）、上記 2) の国際会議のような枠組み等）の関与等も関係者と協議の上、提案する。これに加え、モニタリングは、事業の進捗把握や実施促進のみではなく、アブジャ総合都市開発マスタープランで提案されるビジョンや戦略、都市の空間構造が同マスタープランに沿う形で進展しているかを確認する成果（アウトカム）ベースでのモニ

タリングの必要性も検討する。

9) 優先事業（案）の選定及び評価

- 開発シナリオを基に、特に短中期の実施計画から、優先度にかかる評価を行い、優先的に実施すべき事業（ファイナンス方法及び実施体制案を含む。）を選定する。選定は、JICA の今後の中長期的な協力量針とも関係するため JICA ナイジェリア事務所、本部ともよく意見交換を行った上で、ナイジェリア側との協議・検討を行う。また、優先事業のうち、JICA の協力展開の可能性のあるものについては、妥当性、プロジェクト枠組み（目的、成果、活動）、対象地、実施体制、想定される課題やインパクト等を取りまとめる（資金協力に関しては協力準備調査に向けた案件概要書（概算事業費を含む。）が記載できるレベルの情報を、技術協力に関しては要請書案が作成できるレベルを想定している。）。

10) 関係機関によるアブジャ総合都市開発マスタープラン実施の促進及びモニタリングに関する能力強化の提案を含む実施戦略の提案

- FCT では、FCT 大臣が強大な権力を有し、過度なトップダウン型の意思決定により政策が決定される慣習があるため、本事業を計画的に実施するためには、初期段階から FCT 大臣をはじめとする政策決定者におけるマスタープランの理解促進と合意形成が最も重要となる。それ故、本事業の実施体制も、FCT 大臣を JCC の上位機関に位置付けて定期的な議論及び報告を行う体制とし、かつ、連邦レベルのインフラ等関連セクターを所管する各大臣ら政策決定者の関与も求めることとする。また、政策決定者を対象とした本邦招へいの早期投入により、マスタープランが計画的なまちづくりの推進に有用であることを政策決定者に訴求して理解を求め、マスタープランの見直しから承認、実施までを実効的に進めるべく、全作業工程の計画・立案を行う。
- また、マスタープラン策定後に都市開発管理を計画的に行うためには、市民の理解促進に係る取り組みや関連法制度の活用、財源検討や政府関係機関相互の合意形成や C/P 内で細分化した部局及び関係機関間の連携及び調整並びにモニタリング機能が十分に機能する必要があることから、マスタープラン策定段階から策定後の FCT 開発促進に向けた具体の戦略や関係機関間の調整及び協力のためのメカニズムの提案を行い、必要となる関係機関の能力強化を目的とした提案も行う。

このほか、予算配分や資金調達、開発管理に係る能力強化計画も検討する。

1 1) アブジャ総合都市開発マスタープランの評価

- アブジャ総合都市開発マスタープランに対する評価（個別事業の優先度の評価等とは別のもの）として、本マスタープランが策定され実施された場合の意義やメリットについて、端的に説明できるよう可能な限り定量的な数字で示す。これを同マスタープランのプロモーションに使えるような発信材料とすることが期待される（例えば、同マスタープランを実施すると実施しないゼロオプションに比べて住宅地の集約が進むことで公共交通利用率がX%からY%に向上し、都市交通で排出される二酸化炭素がZ%削減される。同計画に基づく開発管理や誘導施策が機能することで都市圏域の拡大が抑えられ平均通勤時間がA時間に抑えられる。同マスタープランが実施されずに都市圏が無秩序に拡大した場合はB時間となりうる。等）

（５）プロジェクト実施を通じた能力開発

- 現地での OJT ベースの研修、本邦研修・招へいを実施する。

（６）プロGRESSレポートの作成・説明・協議

- 成果を取りまとめたプロGRESSレポートを作成する。プロGRESSレポートには以下の項目を含める。
 - 関連資料・情報の収集、整理及び分析
 - 都市開発及びインフラ開発に関する現状並びに将来計画の把握及び分析
 - 開発ポテンシャルにかかる情報収集及び分析
 - 開発ビジョン・戦略のレビューと見直しに係る検討
 - 将来人口フレームワークの検討
 - 開発シナリオの設定
 - 土地利用状況の確認
 - 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認
 - 気候変動対策状況の確認及び DX の導入状況や新規適用に関する検討
 - 都市間の交通実態調査の実施と交通需要予測
 - 各種インフラ整備状況の分析
 - 他ドナーの活動状況調査
 - 関連する政策、規制、政策決定プロセス等（環境・社会面の法制度概要の

調査を含む)の把握及び分析

- 関係機関及び組織の把握、分析
- 中長期的な社会経済フレームワークの設定
- TWG の活動状況等
- 投資促進の実施状況等
- プログレスレポートの内容については、JCC にて基本了解を得るために、事前に相手国関係者への説明方法等について検討を行う。

(7) インテリムレポートの作成・説明・協議

- それまでの成果を取りまとめ、インテリムレポートを作成する。プログレスレポートの更新内容に加え、以下の項目を含める。
 - 優先プログラム・事業の選定（優先順位を含める）
 - 優先プログラム・事業実施のための戦略案
 - 戦略的環境アセスメント（SEA）の実施結果
- インテリムレポートの内容については、JCC にて相手国関係者に説明し基本了解を得ると共に、既存計画への反映方法、実施体制、相手国内での説明方法等について協議を行う。
- アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討を目的として、インテリムレポート提出後に国際会議を開催する。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

- マスタープランを中心にすべての調査成果について、助言を踏まえて修正した上で、本業務の全体的な結果、留意事項等を含む結論及びマスタープランの先方政府承認後の実施に係る C/P に対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
- C/P に説明し、基本的了解を得る。
- ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
- 発表資料は C/P からのコメントを反映し修正し、将来の開発計画承認／マスタープラン承認の場において、C/P が活用することを視野に入れる。
- アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討を目的として、ドラフト・ファイナルレポート提出時のステークホルダー会議を開催する。

(9) ファイナルレポートの作成

- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者や C/P 等のコメントを受け

て、ファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。

(10) 本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり⁵。

なお、最終的な研修内容は C/P と協議しつつ検討し、発注者の了解を得た上で最終化する。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援する
実施回数	合計 2 回（2026 年度に招へい、2027 年度に研修を想定）
対象者	C/P 職員
参加者数	約 11 名/回（準高級は、招へい 6 名、研修 1 名を想定）
研修日数	約 10 日（移動日を含む）/回（研修は 12 日を想定）

(11) その他

① 収集情報・データの提供・公開に向けた対応

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスタ

⁵ 現時点で想定する本邦研修と招へいの内容（目的、内容、参加者（本邦研修では、ジェンダーバランスも考慮）、参加者数、実施時期、期間）について、プロポーザルで提案してください。

ーデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

- ▶ 本プロジェクトで収集する広範な資料・データについては、今後対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開する。
- ▶ 情報の利活用を図ることを念頭に、今後、発注者が各種データや情報を活用できるように各情報やデータの説明書や付属書を策定の上、各データや情報をプロジェクト終了時に発注者へ提出する。

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査⁶

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

A. 戦略的環境アセスメント

- ▶ 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP レベルの環境アセスメント））に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- ▶ マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて

⁶ 環境社会配慮に係る調査の実施は、現地再委託による実施を認める。
なお、現地再委託にかかる費用は、定額計上とする。

選定された優先プロジェクトに対し、スコーピング（環境社会影響項目の絞り込み）を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

➤ 主な調査項目（案）は以下のとおり。

- A) 政策、計画等の目的・目標の検討
- B) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b) 「JICA 環境社会ガイドライン」（2010 年 4 月）との乖離
 - c) 関係機関の概要
- C) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- D) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- E) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- F) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- G) 影響の予測
- H) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）
- I) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- J) モニタリング方法の検討
- K) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- R/D（第 3 章 2.（4）2）公開資料を参照）及び別紙 1 の案件概要表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第 5 条 報告書等

1. 報告書等

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日 以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (ICR)	初回現地調査前	英語	電子データ	
プログレスレポート (PR/R)	調査開始から 10 ヶ月 後	日本語／英語	電子データ	
インテリムレポート (IT/R)	調査開始から 16 ヶ月 後	日本語／英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル レポート (DF/R)	契約履行期限末日の 約 2 ヶ月前	日本語／英語	電子データ	
ファイナルレポート (F/R)	契約履行期限末日	日本語（要約）	製本	5 部
		英語	製本	35 部
		英語（要約）	製本	35 部
		日本語（要約）／英 語／英語（要約）	CD-R	3 部（JICA 用）
		英語／英語（要約）	CD-R	2 部（C/P 用）
業務実施報告書	ファイナルレポート 提出時	日本語	電子データ	

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。なお、本契約における最終報告書は、ファイナルレポートとする。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 各報告書の先方実施機関への説明・協議に際しては、事前に報告書（案）を発注者に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、本業務においては国内支援委員会が設置される。発注者とすり合わせた内容を同委員会に諮り、その上で先方実施機関に提示することを基本とする。その際、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上で、先方実施機関への提出及び説明を行うものとする。インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートについては先方実施機関への説明・協議を行った後、JCC への説明

を行い、提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）インセプションレポート（ICR）

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

（３）プロGRESSレポート（PR/R）、インテリムレポート（IT/R）、ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）、ファイナルレポート（F/R）

- ① 要約
- ② マスタープラン案／それまでの調査成果
- ③ マスタープラン具現化に向けての提案（DF/R、F/R の場合）もしくは次期活動計画（PR/R、IT/R の場合）

（４）報告書等作成に係る留意事項

- ① 報告書等はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書等全体を

通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。

- ② 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③ プログレスレポート、インテリムレポート及びドラフト・ファイナルレポートの巻頭には要約を含めること。要約は、単位報告書本文を要約するのではなく、一読してプロジェクトの成果が分かるように記載すること。
- ④ インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートには、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ⑤ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が用意に行えるよう工夫すること。

（５）業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に発注者に提出する。

記載事項：

- ① ファイナルレポートの概要
- ② 活動内容（調査）
 - ・ 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）
 - ・ 現地研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言
- ⑦ 添付資料
 - ・ 業務フローチャート
 - ・ 業務人月表
 - ・ 調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）
 - ・ 会議記録等
 - ・ 収集資料リスト
 - ・ その他調査活動実績

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：電子データ

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナルレポートにも添付する。

- (1) 交通実態調査報告書
- (2) 環境社会配慮調査（戦略的環境アセスメント（SEA））結果
- (3) 収集資料・データ（収集資料リストを添付）
- (4) GIS データ
- (5) 各種活動や調査に係る写真集
- (6) 研修講師用教材、マニュアル類
- (7) その他セミナー資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 業務従事者の従事計画・実績表、支払計画、打合簿リスト、貸与物品リスト

4. その他の提出物

(1) 議事録等

先方実施機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に速やかに提出する。また、発注者及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、10 日程度のうちに発注者に提出すること。JICA ナイジェリア事務所におけるミーティングについても同様とする。

(2) デジタル画像集

本業務を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類

似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については発注者に帰属するものとし、広報用素材として発注者の各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式）

（３）調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）に発注者に提出する。

（４）その他

上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第 6 条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	交通実態調査	第 4 条 2.（４）４）に記載のとおり。FCT の交通需要予測を行う。なお、既存データがあれば最大限活用し、補足調査の規模を合理的な範囲で効率的に実施する。	一式	定額計上
2	環境社会配慮調査	第 4 条 2.（１１）⑥に記載のとおり。	一式	定額計上

第 7 条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により

「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）

案件名：アブジャ総合都市開発マスタープラン更新プロジェクト

The Project for Review and Upgrading of Integrated Urban Development
Master Plan of Abuja, Federal Capital Territory

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における連邦首都区の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ナイジェリアはアフリカ最大の人口（約 2 億 3,300 万人、2024 年国際連合）を擁する国で、2050 年には世界第 5 位（約 3 億 6,000 万人、2024 年世界銀行）の人口大国となることが予想されている。

首都の連邦市（FCC: Federal Capital City）は、国土中央に定められた連邦首都区（FCT: Federal Capital Territory）内に位置し、1979 年に策定されたマスタープランに基づいて開発が進められ 1991 年に旧首都ラゴスから遷都された計画都市である。

FCT の 1991 年から 2006 年（センサス）の年平均人口増加率は 9%と非常に高くなっている一方、マスタープランは 1979 年の策定以降、包括的な見直しや改定がなされていない。FCT における急激な都市化とそれに伴う人口増加に対して適切な都市計画や都市交通政策を実施できず、一部の地域では交通渋滞、スラム化、環境汚染等の都市問題が顕在化しており、経済活動や住民生活に支障をきたしている。これまで他の開発援助機関の協力等でインフラ整備も実施されているものの、全体計画がなく総合的な検討が充分に行われていないため、優先順位または経済合理性の低いインフラ整備が進められてしまう事態や政府によるインフラ整備計画の決定がなされず事業が進展しない事態も発生している。かかる現状を踏まえ、本事業を通じて、FCC 及びサテライトタウンの地域インフラ開発戦略の策定並びに FCC の総合都市開発マスタープランの見直し及び更新を行い、その実施にかかるカウンターパートの能力強化を図ることで、道路・交通網、電力供給、上下水、廃棄物、情報通信等の関連するセクターの広域の連結性を考慮した都市計画の見直しとそれに合わせたインフラ開発を促進させ、上述の交通渋滞やスラム化、環境汚染等の都市課題解決に取り組むことが急務となっている。

ナイジェリア政府は、長期国家開発計画「Nigeria Agenda 2050」を 2023 年に策定し、気候変動に対応した持続可能な社会的・経済的安定を達成するために、都市計画分野では、都市計画及び管理の改善並びに都市中心部の再生及び更新を行うと

している。気候変動に関し、本事業は、都市における電力、交通、廃棄物セクター等の改善を主眼とした都市マスタープランを整備することにより、将来的に二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減につながることが期待できることから、2010年から2014年の基準期間に比べ温室効果ガスを2030年までに20%、国際社会の支援がなされる場合には最大47%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

本事業は、これらの課題を踏まえ、同国の長期国家開発計画の実現に寄与すべく、FCTの持続的な成長と上述の課題解決を目的としたアブジャ総合都市開発マスタープランの更新支援を行うものである。

（2）連邦首都区に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対ナイジェリア連邦共和国国別開発協力量針（2023年9月）」における重点分野「持続可能な経済成長のための基盤づくり」の開発課題「都市インフラ整備」の協力プログラム「都市開発プログラム」に位置づけられる。同開発課題の中では、アブジャ連邦首都区水道公社の持続的な水道事業運営基盤の強化を目的に「水道事業運営アドバイザー」（2020年～2022年）や都市部における廃棄物の適切な処理能力の向上を目的に「医療廃棄物管理能力向上（個別専門家）」（2022年～2024年）が実施されている。

JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」では、クラスターに「まちづくり」が位置づけられており、都市ビジョン・政策・計画（マスタープラン）の策定により持続可能な都市の実現とともに、都市マネジメント能力の向上を目指しており、本事業は同クラスターを推進する事業と位置づけられる。

SDGs ではゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献する事業と位置づけられる。

（3）他の援助機関の対応

- アフリカ開発銀行（AfDB）：アブジャ BRT 整備に向けた調査を実施
- 中国輸出入銀行：アブジャ LRT（ロット 1、3）の整備（運行開始済）、大規模な上水施設開発を実施中
- フランス開発庁（AFD）：送電線整備の支援（2014 年～2020 年）
- ドイツ国際協力公社（GIZ）：FCT 内の行政区である AMAC において効率的な廃棄物管理システムの確立を支援
- 韓国国際協力団（KOICA）：気候変動対策に資する廃棄物管理の在韓研修を実施

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、連邦首都区（FCT）において、アブジャ総合都市開発マスタープランの見直しを行い、更新することにより、同マスタープランが FCT の政策文書となり都市開発が進展することに寄与する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

連邦首都区（FCT（Federal Capital Territory）、FCT 内のサテライトタウンを含む。）及び FCT 外のサテライトタウンである Nasarawa 州 Karu 地区

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：カウンターパート関係者

最終受益者：連邦首都区民（約 307 万人、2022 年推計値）及び Nasarawa 州 Karu 地区民

(4) 総事業費（日本側）：約 3.5 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 11 月～2027 年 10 月を予定（計 24 カ月）

(6) 事業実施体制

連邦首都区開発公社（Federal Capital Development Authority）都市地域計画局（Urban and Regional Planning）及び連邦首都区庁（Federal Capital Territory Administration。以下「FCTA」という。）⁷

(7) インプット（投入）

1) 日本側

① 調査団員派遣（合計約 50M/M）：

- ・ 業務主任／都市計画
- ・ 空間計画／土地利用
- ・ 社会経済フレームワーク分析／産業開発／経済財務分析
- ・ 交通計画／交通調査／道路ネットワーク
- ・ 水資源・供給、下水・排水／洪水対策
- ・ 廃棄物管理、住宅／住環境改善

⁷ FCTAには傘下の部局のほか、FCT大臣上級特別補佐官（Senior Special Assistants to FCT Minister）という各専門分野を担当する大臣付の専門職が含まれる。

- ・ ネットワークインフラ（電気／通信／ガス）
- ・ 社会インフラ施設／グリーンインフラ
- ・ GIS／データマネジメント／Digital Transformation
- ・ キャパシティディベロップメント／都市開発管理
- ・ インフラ事業計画／ファイナンス
- ・ 環境社会配慮／SEA／気候変動対策／ジェンダー
- ② 本邦招へい・本邦研修（都市計画分野）
- ③ その他（現地セミナー）

2) ナイジェリア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
 - ・ 家具付きオフィススペース
 - ・ 電気、水道、空調、インターネット設備及び維持管理費用
 - ・ 駐車場スペース
 - ・ 調査団員のためのナイジェリア入国ビザ（就労許可証）取得支援
 - ・ プロジェクト関連計画及びその他の関連文書の提供
 - ・ 案件実施のための訪問先への立ち入り許可と警備の確保
 - ・ プロジェクト期間中のナイジェリア側スタッフの給与、ロジスティクス及び交通費の負担
 - ・ マスタープランの見直しと更新に関する法的手続きの確保

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

アブジャ連邦首都区水道公社の持続的な水道事業運営基盤の強化を目的に「水道事業運営アドバイザー」（2020年～2022年）や都市部における廃棄物の適切な処理能力の向上を目的に「医療廃棄物管理能力向上（個別専門家）」（2022年～2024年）が実施されている。また、「ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査」（2023年～2025年）では、ナイジェリアの港湾・陸運（道路や橋梁を含む）・水運（内陸水運や河川港を含む）を主として施設・設備（インフラ）整備及び政策・制度・組織強化、事業者によるサービスレベル向上に向けた協力案件形成のための情報収集・分析を実施している。水資源・供給、廃棄物管理、及び都市交通は本事業の計画対象セクターであり、これらの協力の成果や提案を踏まえて計画策定を行う。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

アフリカ開発銀行（AfDB）によるアブジャ BRT 調査等を踏まえ本事業の計画策定を実施し、マスタープランの実施に向けて他の開発協力機関による優先事業の事業化を支援・促進するよう調整を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：B

② カテゴリー分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③ 環境許認可：本格調査で確認

④ 汚染対策：本格調査で確認

⑤ 自然環境面：本格調査で確認

⑥ 社会環境面：本格調査で確認

⑦ その他・モニタリング：

本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリー分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査のTOR案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

本事業は気候変動緩和策及び適応策に資する可能性があると考えられる。

3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】■GI(S) (ジェンダー活動統合案件)

＜活動内容/分類理由＞

ナイジェリアの長期国家開発計画「Nigeria Agenda 2050」において、ジェンダー不平等、ジェンダーに基づく暴力、社会経済及び政治分野における女性の参画の不足といったジェンダーに基づく課題が指摘されている。詳細計画策定調査にて、ナイジェリアでは女性の失業率が男性に比べて高く、ジェンダーバイアスによる女性に対する文化的規範や価値観により土地の所有や利用に関する権利等が制限されてしまうなど、社会的に女性が不利な状況にあるとの意見を確認し、開発マスタープランの策定に当たって当該状況に対応するニーズを確認した。これらの課題に対応するため、事業の実施段階では当該課題の詳細な調査・分析を行うとともに、策定するマスタープランにおける各分野の章において、当該分野の視点からジェンダー課題解決について言及する項を作成するため。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）
ナイジェリア連邦首都の総合都市開発マスタープランが連邦首都区の政策文書としてナイジェリア連邦共和国政府により更新、承認され都市開発が進展すること

(2) アウトプット

- 1) 2050 年を目標とした FCC 及びサテライトタウンの地域インフラ開発戦略の策定並びに FCC の総合都市開発マスタープランの見直し及び更新が行われる。
- 2) アブジャ総合都市開発マスタープランの更新と実施にかかるカウンターパートの能力が強化される。

(3) 調査項目

1) 現状のレビュー及び分析

- ① FCT の現況把握（各セクター現況・課題、人口統計、地理情報、都市のスプロール化傾向等）
- ② 法体系、上位政策・計画
- ③ 社会経済状況
- ④ 既存マスタープランの歴史と進捗状況のレビュー
- ⑤ 土地利用と GIS データの現況
- ⑥ その他関連する既存データ・情報の収集・分析

2) 地域インフラ開発戦略及び FCC の総合都市開発計画の策定

- ① 開発代替案の比較分析を通じたビジョン、目標、戦略、土地利用計画の検討及び提案
- ② アブジャの持続可能な都市開発に向けた現況及び課題の包括的な検討のための国際会議の開催
- ③ 最新の人口動態に基づく社会経済フレームワークの更新
- ④ 交通調査の実施と将来交通需要予測の分析
- ⑤ セクター開発計画の更新（都市交通、上下水、雨水排水、廃棄物、住宅、住環境、電気、通信、ガス等）
- ⑥ 経済財務分析
- ⑦ 戦略的環境アセスメントの実施
- ⑧ 開発シナリオ、段階的实施計画・予算計画の策定
- ⑨ 優先事業（案）の選定と評価

- ⑩ 優先事業（案）のファイナンス及び実施体制の提案
- ⑪ アブジャ総合都市開発マスタープランの評価・モニタリング制度の提案
- ⑫ 関係機関によるアブジャ総合都市開発マスタープラン実施の促進及びモニタリングに関する能力強化の提案を含む実施戦略の提案
- ⑬ 気候変動緩和効果の定量化

3) プロジェクト実施を通じた能力開発

- ① プロジェクト実施を通じた OJT 研修の実施

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 特になし
- (2) 外部条件 2027 年 2 月の大統領選挙後に政策に大きな変化がない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「ケニア国ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト」（評価年度 2017 年度）の教訓では、マスタープラン承認自体の遅れと組織間調整のために事後評価時点で未だ準備調査段階にある緊急的優先事業もあったことから、マスタープラン策定事業では提案事業の確実な実施を目的として、事業期間中に関係機関に対する提案事業及び必要な人員・予算の説明機会を設けることが望ましい、との教訓が得られた。本事業においても、関係機関が多く組織間調整に時間を要することが想定されるため、マスタープラン策定終盤期における優先事業の提案については、優先事業に必要な人員・予算の観点を含めて詳細を検討した上で関係機関と協議することに配慮する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、2050 年を目標とした FCC 及びサテライトタウンの地域インフラ開発戦略並びに FCC の総合都市開発計画の策定及び関係機関の能力強化の推進を通じてアブジャの都市開発の進展に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）

事業完了時点：アブジャ総合都市開発マスタープランが更新される。

事後評価時点：同マスタープランがFCTの開発計画に反映、承認される。

また、優先事業の実施促進（各種調査・実施等）がなされている。

（２） 今後の評価スケジュール

事業完了３年後 事後評価

以 上

追補：なお、上記は2025年8月の段階の情報であり、下表のとおり変更する。

該当箇所	変更前	変更後
3.（７） 1）①	・キャパシティディベロップメント／都市開発管理	・都市計画・都市開発関連法制度／都市開発管理
	・インフラ事業計画／ファイナンス	・インフラ・都市開発事業計画／ファイナンス
	・環境社会配慮／SEA／気候変動対策／ジェンダー	・環境社会配慮／SEA／気候変動対策／ジェンダー／インクルーシブ

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: 途上国における都市マスタープランの作成支援及び都市開発に係る技術協力の業務（都市・地域開発計画、空間計画・土地利用計画・宅地開発、インフラ整備計画の経験があるものが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2025年11月より業務を開始し、2027年11月に最終報告書であるファイナルレポートを作成・提出する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途 約50.06人月

本邦研修及び本邦招へいに関する業務人月3.8（2回分）を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２）渡航回数の目途 延べ41回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通実態調査
- 環境社会配慮調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 本プロジェクトの要請書
- 詳細計画策定調査結果資料（2024 年 9 月）
- 「ナイジェリア国運輸・物流セクター情報収集・確認調査」インテリム・レポート（2025 年 1 月）
- 「Consultancy Services for the Review of Conceptual Design and Available Studies for a Long-term Integrated Abuja BRT System and Detailed Design for Pilot Corridor_Final Report_Prepared by CPCS」（2021 年 3 月）

2) 公開資料

➤ 本プロジェクトの R/D

https://www.jica.go.jp/english/about/policy/environment/id/africa/a_b_fi/nigeria/icsFiles/afldfile/2025/06/25/RD.pdf

➤ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

➤ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

➤ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

➤ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【都市開発・地域開発】

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_07_urban.pdf

➤ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/archive_201004.html

➤ 「ナイジェリア連邦共和国アブジャ都市マスタープラン更新にかかわる情報収集・確認調査」ファイナル・レポート（2019 年 3 月）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12325767.pdf>

➤ 「ナイジェリア国医療廃棄物管理能力向上」業務完了報告書（2024 年 10 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000053632.pdf>

➤ 「ナイジェリア連邦共和国アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備計画準備調査報告書（先行公開版）」（2024 年 10 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12389466.pdf>

➤ 「ナイジェリア国農業セクター協力方針策定に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」ファイナルレポート（2024 年 4 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12376067.pdf>

➤ 「ナイジェリア国電力マスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート（2019 年 2 月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039682.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2）最新の安全対策措置を確認の上、渡航措置承認手続及び行動規範の順守を徹底してください。また、FCT に隣接する他の州への業務渡航（本件では、サテライトタウンである Nasarawa 州 Karu 地区が想定される。）は、一部の渡航禁止地域を除き、安全管理部による事前承認が必要となるため留意してください。

①事前準備

- ・渡航日の 15 営業日前までに、渡航申請をナイジェリア事務所に提出してください。渡航申請の承認受領後、渡航日の前日までに渡航管理システムに渡航情報を入力してください。また、渡航人数は最小限とし、渡航計画段階で前広に同事務所担当者に渡航先を相談してください。
- ・渡航前にナイジェリア事務所によるブリーフィングを受講してください。
- ・ナイジェリア事務所の注意喚起用 WhatsApp グループに参加してください。

②宿泊先の手配

- ・ナイジェリア事務所が指定するホテルに滞在し、それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず同事務所の事前承認を得てください。

③滞在中

- ・ナイジェリア到着後は、速やかにナイジェリア事務所案件担当者に連絡を入

てください。

- ・ナイジェリア国内で使用可能な携帯電話に WhatsApp をインストールして常時携帯し、ナイジェリア事務所からの緊急連絡および安否確認に対応できるようにしてください。
- ・ナイジェリア事務所が貸与する無線機、衛星携帯電話、パニックボタンなどについては、必ず事前に利用方法を確認してください。
- ・移動は車両を使用し、公共交通手段の利用は禁止します。

3) 武装警官の手配⁸（FCT 以外の州への業務渡航のみ）

FCTに隣接する他の州への業務渡航（本件では、サテライトタウンである Nasarawa州Karu地区が想定される。）には、武装警官の帯同が必要となり、かつ、安全管理部による事前承認が必要となるため留意してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

⁸ 武装警官の手配にかかる費用は、定額計上とする。

す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】 256,630,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(67,958,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積に

よる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地セミナー（国際会議・ステークホルダー会議）開催費	第2章 特記仕様書案 第4条2.（4）2）	1,500,000円×2回＝3,000,000円	参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、資料印刷費）	一般業務費（セミナー等実施関連費）
2	交通実態調査にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条2.（4）4）	40,000,000円	調査費一式	再委託費
3	本邦研修・招へいにかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条2.（10）	13,558,000円	報酬（2回分）：11,562,000円 （1回の研修（招へい）につき、事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）	報酬
				直接経費（2回分）：1,996,000円	国内業務費
4	環境社会配慮調査にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条2.（11）⑥	11,200,000円	調査費一式	再委託費
5	武装警官の手配にかかる経費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.（6）3）	200,000円	警護警官手配費用	一般業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 特別宿泊料

ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律17,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

2) 現地滞在期間

現地滞在ビザの制約により、1回の渡航の上限日数は30日以下で渡航計画をご提案ください。

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)